

飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験又は外食業特定技能 2 号技能測定試験において
不合格となった 1 号特定技能外国人に関する措置について

飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験又は外食業特定技能 2 号技能測定試験に不合格となった 1 号特定技能外国人のうち、飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験又は外食業特定技能 2 号技能測定試験において合格基準点の 8 割以上の得点を取得している等の要件を満たし、かつ、特定技能 1 号の通算在留期間の 5 年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合は、最長 1 年間、通算在留期間を超えて在留することができます。

飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験又は外食業特定技能 2 号技能測定試験の試験結果通知書の確認方法については、下記のサンプル（リンク）を御確認下さい。

本措置については、令和 7 年 3 月 11 日に閣議決定※されたことから、飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験又は外食業特定技能 2 号技能測定試験においては、それ以降に実施された試験に係わる発行日が 2025 年 6 月 30 日以降の試験結果通知書が対象となります。この期日より前の発行日が記載されている試験結果通知書については、5 年の通算在留期間を超えて在留できる対象ではありません。

飲食料品製造業特定技能 2 号技能測定試験結果通知書サンプル

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001446654.pdf>

外食業特定技能 2 号技能測定試験結果通知書サンプル

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001447003.pdf>

在留期間更新許可のその他要件や必要書類等の詳細については、出入国在留管理庁のホームページに掲載されている「通算在留期間」のページを御確認下さい。

https://www.moj.go.jp/isa/10_00233.html

※参考

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001434808.pdf>